

第2章 緑化推進の基本的な方向

1 緑化に関する将来像

本県における緑化施策は、時代とともに、緑を量的に増やし、さらに質的に高めることを目指して進められてきました。今後はこれに加え、愛知万博や生物多様性条約第10回締約国会議の開催などを契機として、サステナビリティ（持続可能性）という考え方のもと、生物多様性の保全に配慮するとともに、多様な主体による協働・連携により、緑化施策を展開していくことが必要です。

第4次愛知県国土利用計画（平成22年3月）においても、より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐこと（「持続可能な県土管理」）を県土利用の基本方向としています。また、「安全で安心できる県土利用」、「循環と共生を重視した県土利用」、「美しくゆとりある県土利用」といった観点を基本とするとともに、県民一人ひとりが県土管理の一翼を担う取組（「県土の県民的経営」）を促進していくことを基本としています。

今後は、土地利用転換量の鈍化が予想されるものの、人口・世帯数の増加、企業立地の推進、道路の整備等による住宅地、工業用地等の土地需要の増加が想定されます。また、農用地・森林は保全に努めるものの、宅地等への転換によりやや減少することが想定されます。こうしたことを踏まえ、第4次愛知県国土利用計画では、県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標を表2-1のとおりとしています。

表2-1 県土の利用区分ごとの規模の目標

面積単位：百ha

項目	平成19年(基準年)		平成27年		平成32年		H32-H19	H32/H19
	面積	割合	面積	割合	面積	割合		
農用地	824	16.0%	797	15.4%	779	15.0%	△ 45	94.5%
森林	2,196	42.5%	2,187	42.3%	2,182	42.1%	△ 14	99.4%
原野	1	0.0%	1	0.0%	1	0.0%	0	100.0%
水面	240	4.6%	240	4.6%	241	4.7%	1	100.4%
道路	392	7.6%	407	7.9%	416	8.0%	24	106.1%
宅地	916	17.7%	943	18.3%	955	18.4%	39	104.3%
その他	593	11.5%	590	11.4%	602	11.6%	9	101.5%
県土全域	5,163		5,165		5,178		15	0.3%

注) 1 参考：第4次愛知県国土利用計画

2 水面は「水面・河川・水路」

このため、住宅などの都市的土地利用にあたっては、緑地の造成や建物緑化等の推進による新たな緑の増加が必要となります。また、自然環境の保全・再生・創出などを図ることにより、自然のシステムにかなった県土利用を進めるとともに、空間的にゆとりのある都市環境の形成、農山漁村における緑豊かな環境の確保を踏まえた景観の保全・形成や観光資源として有効活用を進めるなど、質の高い緑の確保が必要となります。

こうした将来展望や本県における緑の現況を踏まえ、本県の緑化に関する将来像を

「みんなで支える 多様で豊かなあいちの緑」

として、その実現を目指します。

2 緑化推進の柱

この将来像の実現に向け、生物多様性の保全と多様な主体の協働・連携に軸足を置きつつ、右に掲げる緑化推進の4つの柱を定めます。

緑をふやす【量と質と多様性】

緑にしたしむ【緑とのふれあい】

緑をひきつぐ【今ある緑の継承】

緑をささえあう【パートナーシップの促進】

緑をふやす【量と質と多様性】

住宅などの都市的土地利用にあたっては、面的・空間的に緑の創出を図るとともに、公益的機能を高次に発揮できる質の高い緑、その目的に応じて緑の持つ特性・機能を様々に組み合わせた多様な緑を創出することが必要です。

このため、緑の拠点として、公園・緑地の整備を始め景観形成や防災活動の拠点、避難場所の確保も考慮した緑の創出に努めます。

また、緑の創出にあたっては、多様な主体と協働・連携し、野生生物の生息・生育環境の保全とそれらをつなぐことによる生態系ネットワークの形成、在来種による植栽に配慮するなど、生物多様性の保全を図ります。

緑にしたしむ【緑とのふれあい】

緑は、人々の健康の増進、行楽やスポーツの場の提供や都市生活の中で自然にふれあう場の提供、景観の形成に寄与するなど、人々の生活に豊かさと潤いをもたらす様々な機能を有しています。緑が有するこうした機能を活かし、森林、里山、都市、農地などの緑と人々がふれあい、親しむ機会を創出します。

緑をひきつぐ【今ある緑の継承】

今ある緑は今を生きている人だけのものではなく、良好な状態で将来へ引き継いでいかななくてはならない大切な財産であることを再認識し、緑を守り育て、良好な状態で将来へ継承します。

緑をささえあう【パートナーシップの促進】

緑は、水源のかん養、地球環境の保全、都市環境の改善など様々な公益的機能を有しており、県民共有の財産であることから、協働・連携によりみんなで支えていくことが必要です。

このため、行政だけでなく、県民、企業、NPOなどがそれぞれの立場で緑化に取り組むことができるよう、人づくり、組織づくりを進めます。

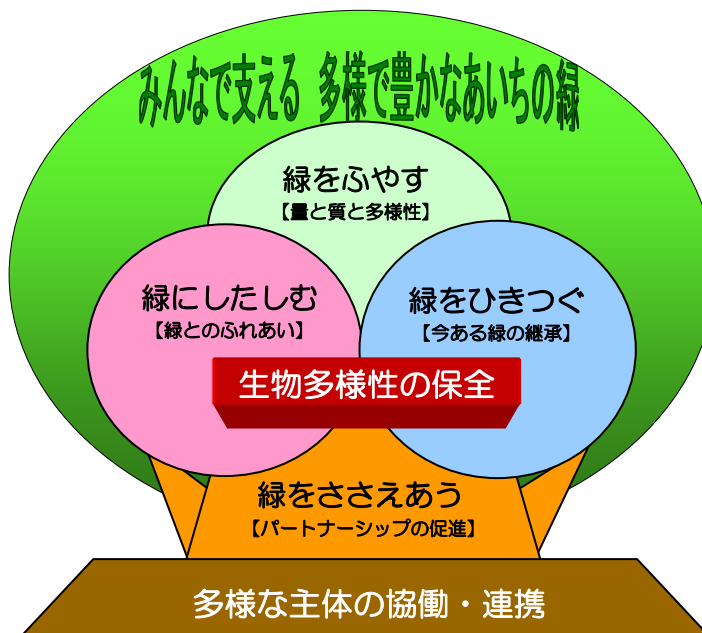


図 2-1 緑化推進の基本的な方向のイメージ

3 緑化関係施策の基本方向及び基本施策

県が実施する緑化関係施策の体系化を図るため、緑化推進の4つの柱の下に8項目の施策の基本方向と24の基本施策を定めます。

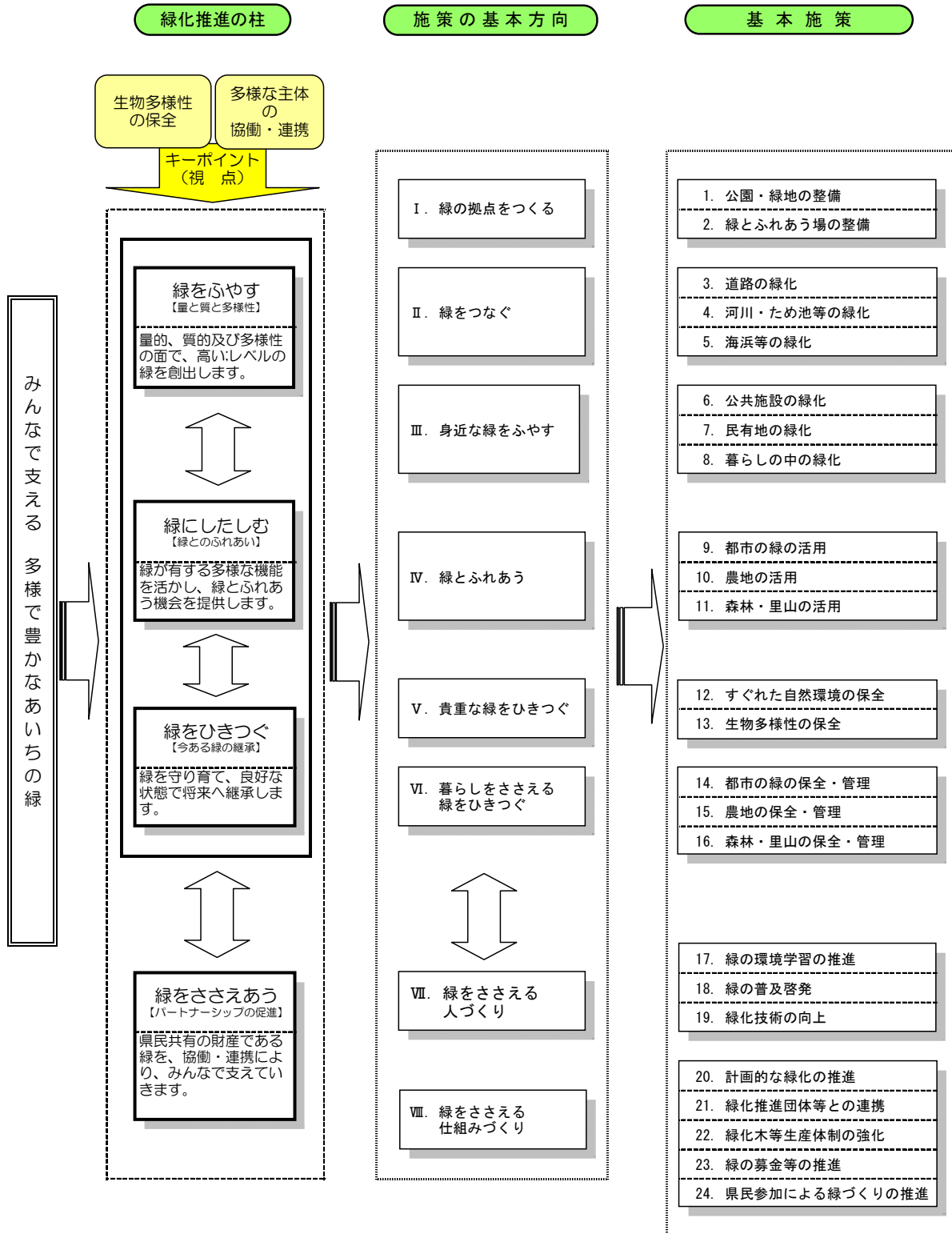


図2-2 あいちのみどり2020：施策体系図